

(様式第2号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	大津市基本健康診査・保健指導業務委託
委託業務場所	大津市内
概要	40歳以上の生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援給付を受けている者に対し、基本健康診査・保健指導を行う。
契約期間	令和5年 6月 1日から 令和6年 3月31日まで (基本健康診査のみ委託の場合は令和6年 1月31日まで)
契約年月日	令和5年 6月 1日
契約金額	基本項目 1件につき 8,611円 追加健診 1件につき 640円 詳細項目 貧血検査 1件につき 231円 心電図検査 1件につき 1,430円 眼底検査 1件につき 3,784円 保健指導 1件につき 7,543円 眼底検査実施機関による眼底検査 1件につき 3,784円
契約の相手方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目1番1号 〔名称〕公益社団法人大津市医師会 〔所在地〕大津市長等一丁目1番35号 〔名称〕大津赤十字病院 〔所在地〕大津市富士見台16番1号 〔名称〕独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 〔所在地〕大津市和邇中298番地 〔名称〕大津赤十字志賀病院 〔所在地〕大津市本宮二丁目9番9号 〔名称〕地方独立行政法人市立大津市民病院
契約相手方の選定理由	市民がより身近な医療機関で健診等が受けられる体制が必要であることから、市内の医療機関が加入する公益社団法人大津市医師会及び公的四病院と契約を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。